

松本アレルギー疾患研究助成金事業に関するQ&A

Q. 助成の対象について

1. 当院の常勤職員が当院で行った実験・研究に必要な材料費用のうち以下のものを対象とします。

- ① 研究に係る手術器具等の医療用消耗器具購入に係る経費
- ② 研究・実験に伴う試薬、検査等に係る経費
- ③ 研究の成果を発表する際に係る経費（学会参加費、旅費等）
- ④ その他、発表スライド作成に係る経費等

なお、助成対象であっても病院から支給される学術研究費などからの支出が認められる場合は対象外です。

2. 以下の経費は、原則的に助成の対象となりません。ただし、使途・目的が基金の趣旨に適合すると審査会が認めた場合は対象となりますので、事前に理由書を記入して提出してください。

- 機械製品本体など、経理契約の対象となる備品（パソコン機器、診療用医療機器、事務機器、建物の附属設備等）。ただし、主として研究・実験に使用すると認められる10万円未満のものについては、「消耗品」とみなし助成の対象とします。
- 消耗品であっても、申請した研究においてのみ使用・消費すると認められないもの（汎用パソコンソフト、事務用品、日常業務や他の使途にも流用することが可能と認められるもの）
- 人件費（実験助手・補助者への報酬や謝礼等）
- 各種の資格等の認定料、学会等の年会費
- 研究発表目的以外の講習会の参加費用

3. 助成の対象疾患は、免疫にかかわる疾患全般とします。従って、いわゆるアレルギー疾患（アトピー性皮膚炎、喘息、食物アレルギー）以外にも、膠原病、自己免疫疾患、免疫不全疾患、自己炎症性疾患、血管炎症候群等を含みます。

Q. 他の助成金との重複申請について

1. （院内、院外を問わず）他の助成金事業との重複申請については可能とするが、申請時に申告を要するものとします。ただし、重複助成は行いません。

2. 原則として、（院内、院外を問わず）他の助成金を取得している場合は助成しないものとします。ただし、やむを得ない事情で院内の助成金を希望する場合は理由書を提出し、審査会に諮ります。

3. 他の助成金の申請および取得に関して未申告、あるいは不適切な申告があった場合、あるいは研究活動の不正行為があった場合は、採択を取り消し助成金の返還を求めるものとします。

Q. 補助対象について

1. 「企画研究部門」の補助対象は、単年度研究においては当該年度に実施される研究のみとします。継続年度研究（2年）においては当該年度から翌年度に実施される研究のみとし、2年目の新規申請は不要とします。前向き研究の為、未採択の学会参加予定も申請可能です。
当該年度中（継続年度研究（2年）は翌年度中）に事業実施できなかった場合は、理由書を提出することにより、翌年度のみ（2年で申請された場合は翌々年度まで）補助金を繰り越すことは可能です。
2. 「企画研究部門」で助成を受けた研究は、翌年度の審査会で成果報告の発表を行うことを必須とします。継続年度研究（2年）においては、翌年度の審査会で中間報告の発表を行い、進捗状況によっては助成額の減額または助成を打ち切ることがあります。
3. 「企画研究部門」継続年度研究（2年）においては、当該研究の助成が終了するまでは、新たな申請はできないものとします。ただし、研究代表者が異なる場合は申請可能です。
4. 「研究奨励部門」の補助対象は、前年度および今年度に学会発表（「抄録採択」予定含む）または論文掲載（「in press」「採択」予定含む）を行ったものを原則とします。予定を含むため申請の時点で発表が行われていない場合でも申請することは可能です。ただし未採択の場合は次年度の申請を原則とします。年度内に退職予定など特段の理由がある場合は採択予定の申請が可能です。また、コメディカルは特例として未採択（「抄録採択」予定含む）の申請を認めます。ただし、申請後の発表学会や論文投稿先の変更は原則、認めません。

なお、当該年度中に学会発表・論文掲載できなかった場合は、当該年度の補助は行わず、翌年度に再度申請を求める事を原則とします。（やむを得ない事情がある場合は、理由書を提出することにより、審査員長および学術研究推進部部長の承認のもと、補助金の繰り越しおよび使用用途の変更を認めるものとします。）

Q. 助成金額について

1. 企画研究部門の助成上限額は60万円2年で申請した場合は120万円となります。（ただし、1年につき60万円までの支出）
2. 研究奨励部門の助成上限額

内容	上限額
国内学会発表	10万円
和文論文（査読有り）	15万円
国際学会発表（PC展示を含む）	40万円
英文論文（査読有り）	30万円
国際学会＋英文論文	50万円

3. 参加費等は、共同研究であっても申請者本人分のみが補助の対象です。
4. 1つの研究につき、同時に国内と海外の学会を補助の対象とすることが可能です。また、着目点（手術・化学療法・放射線治療 等）が違う発表内容であれば、1つの研究につき3学会までは助成の対象として申請することが可能です。ただし、同じ演題名での参加は不可とします。
5. 申請された書籍費用の範囲内ならば購入書籍の変更が可能です。ただし、書籍の購入費用以外へ使用はできません。
6. 助成金額は、申請額から助成対象外の金額を控除した額に、審査委員会での各審査員の得点の平均点（得点率）を乗じたものとします。ただし、研究奨励部門は平均点が8割以上の場合は助成対象外分を控除した全額支給とします。

Q. 旅費について

1. 海外学会に参加する場合、院内の海外出張制度を利用した場合は旅費総額から海外出張制度で支給された額を除いた金額を補助の対象とします。（海外出張制度は、当院の旅費規程により算出した額で20万円を上限として支給されるため。）
2. 宿泊費に関しては、概ね京都以遠への移動を行う場合のみ旅行中の夜数に応じ1夜当たりの金額を補助の対象とします。当院の旅費規程に準じた宿泊費が望ましいが、1泊につき海外3万円、国内1万5千円を上限とします。（領収証がない場合は当院の旅費規程を準用）
3. 家族が同伴した場合、宿泊費は支給しません。
4. 新幹線を利用する場合、概ね京都以遠への移動を行う場合にのみ補助の対象とします。（領収証がない場合は旅費規程を準用）
5. 原則として出発地は勤務地とします。（ただし、通勤手当が支給されている区間が含まれる場合、その区間を差し引いた上で旅費を支給）（旅費規程を準用）
6. 学会会場から宿泊施設の移動費は支出できません。
7. 復路が学会会場の最寄り駅でない場合は、実施計画書に明記してください。
（例）学会会場が横浜で復路の出発駅が東京
8. 宿泊施設が学会会場から10km以上離れている場合は、理由書の提出を求める事があります。

Q. 審査後の助成金申請手続きについて

1. 補助金は後払いです。助成額の請求にあたっては、「執行報告書」及び「領収書・請求書」など請求根拠の分かるものを必ず添付してください。

2. 補助金の支払先は申請者本人に限ります。
3. 代表研究者が留学等で不在となる場合は、申請者の変更を年1回のみ可能とします。
4. 翌年度に繰り越す場合も、請求可能な項目については本年度中に請求をしてください。
5. 「研究成果報告書」の提出がなければ原則、支払い処理は行われません。

【補足】

- ・ 宿泊費については、1泊につき海外3万円、国内1万5千円を超える場合でも、原則として領収書の提出が必要です。領収書が無ければ、当院の旅費規程に準じます。
- ・ 航空券、ホテル代など半券や領収書がなく、クレジットカードで支払ったものについては、クレジットカードの明細を提出してください。
- ・ 新幹線駅あるいは空港と、出発地あるいは目的地までの在来線およびリムジンバスの運賃については領収書が無ければ、当院の旅費規程に準じます。
- ・ 経費がかからなかった場合など、助成金を取り下げる場合は辞退書の提出が必要です。

以上の内容については審査会で変更される可能性がありますのでご了承ください。